

公園行政の現状と問題点



山田栄雄

1 ————— はじめに

「都市に緑と太陽を」という言葉を聞くようになってから、もう久しい。

事実これは、近年の都市への人口・産業の集中、いわゆる都市の過密化、巨大都市化による都市悪から逃がれ、自分自身の生活環境の向上を希求してのことである。

そして、そこに緑と太陽がよみがえってくる。元来人間は原始このかた緑の山野に育ってきた。それが都市の過密化による、あらゆる生活環境の悪化が強まれば強まるほど、緑への要求、自然へのあこがれや、人間らしい生活を欲するのである。昔はどこの家庭にも小さいながら庭があり、また十数年前までは手近かなところに緑の山野、青い海辺があった。しかし、これらは急速に失われていく。そこで都市の中の公園が、人間性をとりもどす場として必要となってくるのである。では公園とはなんであろうか。その性格について少しく考えてみたい。

すなわち公園緑地は、都市の生活において、人間に空気と日光および緑を供給する機能だけでなく、精神的な休養と活力をあたえ、また一方災害時には、その安全な避難場所を提供するものである。

そこで本稿では、横浜市における明治以来の公園の沿革と現状、およびその問題点についてふれることにしたい。

2 ————— 横浜市の公園の消長

わが国における公園の発生は、明治6年の太政官布告「人民輻輳ノ地ニシテ古来ノ勝区、名人ノ旧跡等是迄群集遊観ノ地」にもとずいて、それまで庶民遊覧の場所として使用されていた社寺の境

内、名所、旧蹟などく上野公園、芝公園、嵐山公園、奈良公園>が一般に公開利用されたことにその端を発しているが、わが横浜市にあっては、まったくこれとは趣を異にした、特異な発展をしている。

すなわち、黒船来るの聲に300年にわたる太平の夢を破られた神奈川の一寒村は、文明開化の波に揺られながら驚異的な発展をとげて、一躍貿易港として姿をあらわし、ここに出入する外国船の数も多く、外国人の居留地も増大し、その結果元治、慶応の両条約の締結をみることとなり、ここにはじめて広大な居留地が実現することとなったものである。しかもその提供する居留地の中には、かならず公園を設定せねばならないと明記せられていたのである。これこそ本市公園の揺籃の姿であるとともに、わが国都市公園の発祥といえることができるものである。それが明治3年各国領事団に貸与され、Foreigners Garden と呼ばれた現山手公園であり、また明治7年起工、同9年竣功した Public Garden 「公の公園」「彼我公園」として利用された現横浜公園である。この二公園はともに外交上の要請から造成されたものではあったが、わが国で最も古く造営された近代的公園であった。

その後、大正3年掃部山公園が、井伊家の寄附を主体に市民公園として整備公開された。

大正12年の関東大震災において、横浜市も甚大なる被害を受け、この復興事業は昭和5年まで広範な部門で行なわれたが、公園の場合はその保安的効用が大きく認識されたこともあってか、震災復興公園として、大正15年野毛山公園、昭和4年神奈川公園、昭和5年山下公園が国直轄施行の下に開設され、横浜市としては横浜公園、掃部山公園の再整備を行なった。

この間、大正11年に学制頒布50年を記念し、市内の有志と学童等の寄附を基とし市費を加えて、保

土ヶ谷に横浜市児童遊園地が計画され、昭和3年着工、同4年に完成し開園している。また昭和6年元町公園を開設している。これらは、現在においてもいわゆる都心部での重要な公園の核となっているが、この時期だけで明治より大正の初期にかけて造成された公園の2倍以上の個所数と面積を確保したことは、関東大震災というハプニングがあったにせよ、造園界にとって画期的な事業であったのである。

第2次大戦と前後して、防空公園として岸根、綱島、弘明寺、岡村、子安台、新山下、小野、常盤、神ノ木、三ツ沢等の公園が新設または追加指定され、一部が整備され、またこの間県営として三ツ池、保土ヶ谷等の緑地が指定された。これらは防空緑地という目的で都市計画され、用地取得されたとはいえ、この時期の公園が現在一般公園として、それぞれの地区の中心公園の役目を果たしている事実は、見逃がすことができないことである。

終戦を迎え、公園施設も多大の戦災を受けた上、山下等本市公園の実に61%が接收され、その機能も大半を失った状態となったが、その苦難の時期にも残存公園の整備に着手し、また戦後の特別都市計画法に基づく戦災復興土地区画整理などにより近隣公園、児童公園が生みだされた。昭和28年頃から徐々に公園の解除も行なわれ、また昭和30年には第10回国体が三ツ沢公園を中心にして県下で行なわれる等の躍進もあって、この頃より公園事業も着実に伸びを示すようになった。すなわち戦前にはほとんど無に等しかった児童公園が、昭和20年から35年までに178カ所、近隣公園として、潮田公園等6カ所が造成され、また野島公園などの旧軍用跡地の転用を含む国有地の無償借受が行なわれ整備が進められた。

とくに昭和28年には原家より三溪園が寄贈され、市民に公開されたことは当時の世相に大きな朗報

であったというべきである。なお昭和31年には都市公園法が公布され、公園行政もようやく近代化されることとなった。

昭和37, 38年頃より以降は、日本経済の著しい発展に反映された都市化の波の中で、都市開発事業にともなう田園都市一帯の区画整理事業、急増する県・市・公団の公営宅造事業および民間の爆発的各種宅造事業による公園用地の確保、また埋立事業、用地買収による公園敷地の造成など、にわかに現代的傾向が強まってきている。かくして昭和44年5月現在における公園量は一般公園32カ所1,681,428平方メートル、児童公園245カ所、458,051平方メートル、計277カ所2,139,479平方メートルが整備公開されているのである。

しかしながら戦後、とくに最近の公園量の急増にもかかわらず爆発的人口増加によって、本年5月の人口1人当たりの公園所有量は、わずかに1.03平方メートルにすぎず、都市公園法に規定されている人口1人当たり6平方メートル、市街地で3平方メートルにはほど遠い状況にある。

3——公園・緑地の整備の現状

前述において公園の明治より現代にいたる発展の概要をのべたが、しからば現実に公園・緑地は、いかに整備されているだろうか。これをいいかえれば、横浜市の緑の一環である公園緑地は、現実にはどのように配置され、またその予算規模はどうか、少しくふれてみたい。

1・公園配置の現況

公園緑地の本来の使命は、さきにのべたとおりであるが、その機能別によって公園を分類すると表1のように示される。

さらに、区別に公開公園を分類して見ると表2の

表1——公園分類表

種類	面積	誘致距離	備考
普通公園	10ha 以上	30分以内に達し得る距離	慰養、休養並びに運動場等総合的な利用に供するもの
運動公園	10ha 以上		主として運動の用に供するもの
自然公園	10ha 以上	1時間以内に達し得る距離	主として自然の風光に接することを目的とするもの
近隣公園	2 ha	500m	主として近隣居住者の慰養休養並びに運動の用に供するもの
児童公園	0.35 ha	250m	主として児童の運動、遊び、教化の用に供するもの

ようになる。

一般公園のうちの大公園のなかには、普通公園<総合公園>として野毛、横浜、山下、本牧市民の4公園があり、運動公園として三ツ沢公園、自然公園<風致公園>として本牧臨海、野島、横浜市児童遊園地がある。また近隣公園としては、潮田、蒔田、綱島等24カ所の公園があり、それぞれその立地条件、規模、地形等異なるが、地区公園としての役割を果している。児童公園は実に245カ所が公開されている。

以上が現公開公園の実態であるが、都市計画決定済および計画予定で予算化され、現在整備中あるいは近く着工するものとしては、屏風ヶ浦、白根、大池、岡村、岸根、子安台、子供自然公園があり、これに県立三ツ池緑地、保土ヶ谷緑地を加えると、ここ3~5年後の公開一般公園図ができる。

この一般公園の配置をみると、都心部に山下、横浜、野毛山、本牧臨海、本牧市民の大公園と掃部山、元町、山手、港の見える丘があって一群をなし、その外郭に東より、県立三ツ池緑地、綱島、神ノ木、三ツ沢、県立保土ヶ谷緑地、横浜市児童遊園地、弘明寺、屏風ヶ浦、野島の大公園が連なり、その内側に主として区画整理により生み

区別	分類		一般公園			児童公園		合計		
	カ所	m ²	カ所	m ²	計	カ所	m ²	カ所	m ²	
鶴見			3カ所	61,339	3カ所	61,339	17カ所	51,326	20カ所	112,665
神奈川	1	293,556	6	119,050	7	413,906	40	79,006	47	492,912
西	1	93,047	2	41,100	3	134,147	17	32,922	20	167,069
中	4	406,301	3	63,466	7	469,767	21	32,435	28	502,200
南			2	71,429	2	71,429	31	45,210	33	116,639
保土ヶ谷	1	128,352	1	51,438	2	179,790	30	57,194	32	326,984
磯子			1	43,607	1	43,607	11	19,682	12	63,289
金沢	1	189,410			1	189,410	23	33,472	24	222,882
港北			5	103,327	5	103,327	34	72,967	39	176,239
戸塚			1	14,761	1	14,761	21	33,837	22	48,598
計	8	1,110,966	24	570,462	32	1,681,428	245	458,051	277	2,139,479

だされた5群の公園群<潮田, 汐入, 平安栄町>, <入江町, 打越>, <反町, 幸ヶ谷, 神奈川>, <岡野>, <蔦田>が点在するという形になる。これは一見して既成市街地の中にはある程度の公園はあるが、一歩この線から外の郊外部, すなわちいまやもっとも開発化され、この十数年間のうちに市街地となると予測されるところに、市自からのものとしてはわずかに子供自然公園<仮称・約54ha>と小規模な大池, 白根の公園があるのみで、他は田園都市沿線の区画整理によるところの4~5カ所の近隣公園と洋光台, 港南台から生みだされる5~6カ所の近隣公園があるにすぎないこととなる。このことは後述の問題点の中で再びふれたい。

児童公園の配置についても、既成市街地の中では区画整理を行なった地区には数カ所づつかたまっているが、行なわなかった地区はほとんどなく、また郊外部でも、宅造地や、区画整理のところだけ公園の分布がある現況である。

2・公園整備および都市緑化の予算について

公園, 緑地事業に対する予算は近年著しい伸び率

を示しているが、これは都市の過密化による劣悪なる都市環境から「だれでも住みたくなる都市づくり」の一環として、市民生活をより豊かにする市政の生活環境向上の政策によるものであることは事実であるが、この人間性回復の願いが、大きく世論としてその背景にあることは見逃がせない。

最近5カ年の予算は、次表によって明らかであるが、とくに最近2~3年の伸び率は大きい。これは建設省公園緑地課の予算をみても明瞭であり、社会的背景による国家的現象であろう。現実の予算についてみると、「緑化対策と公園整備の強化」として本年度10億6,900万円, 前年度当初予

図1 公園関係事業費推移

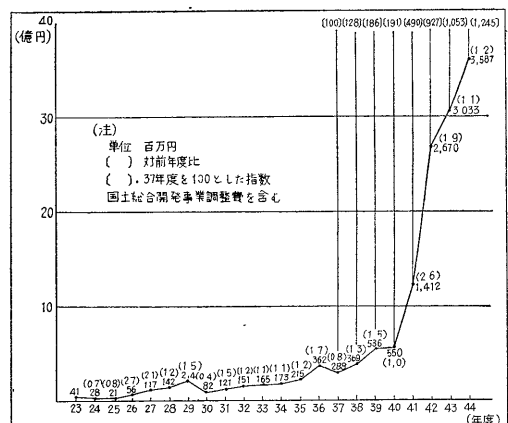


表3—最近5カ年間公園関係予算

<昭和44年6月1日>

科 目	年 度				
	40年	41年	43年	43年	44年
	千円	千円	千円	千円	千円
公園管理費	198,921	221,338	266,956	309,147	320,146
風致地区及び屋外広告物管理費	1,979	1,940	2,313	2,442	2,412
都市緑化費	19,817	22,624	23,708	33,028	34,699
都市緑化特別対策費				100,000	100,000
公園整備費	157,465	209,649	137,260	197,409	355,503
児童公園整備費	51,330	73,865	60,929	89,000	144,500
野毛山遊園地費		52,816	54,547	73,184	114,098
計	429,512	582,232	545,713	804,210	1,071,358

<注> 40年,43年,決算額。44年当初。44年, 風致広告除くと1,068,946千円43年度, 当初。風致広告費645,392千円。

算に比べて約4億2千万円, 約60%の増加を示している。この内訳は表4のごとくであり, とくに公園整備費, 児童公園整備費の伸び率が注目される。

(1) 公園整備費 355,503千円<前年度当初 134,230千円>

一般公園の新設公園整備と既設公園の改良整備を行なうものであり, 新設整備公園としては屏風ヶ浦, 白根, 大池, 岡村の継続公園と, 本年度着工する岸根, 子安台, それに保土ヶ谷の子供自然公園がある。

屏風ヶ浦公園は磯子区と南区にかかる約15haの公園で, 41年着工, 46年完成予定であり, 現在散策園路, 園地, 芝生広場等約60%が完成している。44~46年度で, 運動広場, 芝生広場, 子供の遊び場, 駐車場等を整備し, この方面の中心的公園としたい。

白根, 大池公園はいずれも保土ヶ谷区上白根, 白根町にあって, 旧都岡村の共有地の土地と, 一部用地買収によるものであるが, 現在急速に開発化されつつあるこの地区の近隣公園として大池公園は46年に, 白根公園は45年に完成予定で整備中である。岡村, 岸根, 子安台の公園は旧自衛隊跡地で, ここがもともと公園用地であったことから, 再び公園化しようといういわゆる陣地公園であ

り, 岡村のみ43年度より, 他は本年度より着手し3カ年計画で, それぞれ運動広場, 子供の遊び場, 植栽地等をもった近隣公園として整備計画を進めている。

子供自然公園<仮称>は保土ヶ谷区大池町地先であり, 整備計画面積約54haで, 現市営公園の中では一番大面積の公園となる<三ツ沢公園約29ha>。ここは約7,000平方メートルの池を中心に4つのなだらかな丘陵にかこまれ, 樹林地, 芝生地, 水田等緑も豊かな自然に恵まれているので, 子供たちの意見もとり入れ, 自然を尊重した計画をもって整備する方針である。用地は43年度に約30ha取得済となり, 残りも46年度終了見込みである。また整備は本年度より基幹排水, 園路整備等に着手し5カ年計画をもって竣工の予定である。

表4—公園整備費内訳

千円	用地買収費	千円	子供自然公園等
		199,980	
355,503	新設公園整備費	104,003	屏風ヶ浦, 白根, 子供自然公園費等
<前年 134,230 千円>		51,520	
	既設公園改良費		野島, 水泳場, 各公園施設改良等

<注>このうち 国庫負担金 補助率%

補助額 7,000千円<前年5,000千円>屏風ヶ浦, 白根

県費補助金 補助率%

補助額 14,000千円<前年4,000千円>屏風ヶ浦, 子供自然公園

既設公園改良整備としては、野島公園、幸ヶ谷公園の災害予防工、掃部山公園他10公園の照明灯、便所等の整備、元町プール徒渉池等、水泳場一部改良を行なうものである。

(2) 児童公園整備費 144,500千円 <前年度当初70,000千円>

過密化する市街地、ますます激化する交通禍等により子供の遊び場に対する要望は切実なるものがあるが、これらの社会的要求から本年度予算額は前年度当初に比し約2倍となった。

従来児童公園整備費では、新設、再整備を含めた国庫、県費補助事業個所20カ所と、市費で行なう既設公園の改良20カ所、それに災害予防、工作物の設置等を行っていたが、本年度は表5に示す通り国庫補助が前年度10ヶ所事業費24,000千円に対し、17カ所事業費93,000千円と伸びたことによる。

これは17カ所のうち、10カ所は前年より多少増額した1カ所当り3,000千円の公園であるが、7カ所は特別児童公園として1カ所当り9,000千円の公園整備を行なうものであるからである。この特別児童公園というのは、現在既成市街地内での児童公園設置の必要性がとくに高いにもかかわらず、その用地取得が困難であることから、その児童公園の機能を大きく高める整備を行ない、それによって児童公園の誘致距離を広げ、不足している公園数を補なわんとするものである。

表5——児童公園整備費内訳

		千円	
千円	新設児童公園整備	114,000	国庫 17カ所
144,500	備		県費 10 "
<前年			市単 2 "
70,000>	既設児童公園改良整備	30,500	改良 20カ所
			その他

<注>このうち 国庫負担金 補助率 $\frac{1}{2}$
補助額 31,000千円<前年8,000千円>
県費補助金 補助率 $\frac{1}{2}$
補助額 4,000千円<前年4,000千円>

(3) 都市緑化対策事業費 134,690千円 <前年度当初 133,028千円>

市街地の緑は、都市開発にともなって年々減少していくという憂うべき事態にあるので、これを補うためと、市街地の美化のため従来より都市緑化費がある。この中で、街路樹植栽、フラワーボックス、街庭、花壇の管理、児童公園の植樹、アメリカシロヒトリの防除、人生記念樹等の事業をおこなうほか、緑化思想の啓蒙、指導、奨励等のため、4月の緑の週間、春秋のばら展、夏のあさがお展、秋の菊花展等の行事を行なって来た。

しかし大気汚染、スモッグ等都市生活環境の悪化は激化するばかりであるので、43年度より、都市緑化特別対策事業費をあらたに設けて、主として既成市街地の中の緑化を対象とする市街地緑化、学園緑化および自動車交通を心配しないで、ゆったりと散策できる遊歩道整備等、都市環境浄化、美化を通じた人間性豊かな施策を打ち出し、多大の成果をおさめてきた。

本年は、予算内容からしては前年度とほとんど同額であるが、創意工夫して効果あるものとして行ないたい。次に少しく緑化対策の現状にふれたい。

街路樹は、都市の緑化、都市景観を構成する樹木の第一線をなすものであり、近代的な都市計画街路の整備されている都市にあっては、実用上、美観上、不可欠のものとなっている。横浜市においても、もちろん戦前から植栽されており、戦災で多くを失ったが、復旧おおいに努めて、現在では74路線、16樹種、21,659本が数えられ、市内の国道で建設省管理分を含めると約26,000本の街路樹が緑を提供している。本年度も5路線、1,200本の新植予定である。過去における街路樹の平均植栽本数は約1,000~1,200本である。

横浜駅前、関内駅前、吉田橋等に四季折々の花を植えて、道行く人々をなぐさめているフラワーボ

ックスは、40年より行なわれて現在約1,000個を駅前等に、約1,000個を商店街に貸し出してあり、さらに関内駅前街庭等の花壇は10カ所あるが、最近は自動車の排気ガスにより花の損耗は大きい。

人生記念樹は出生、結婚、入学等人生の一つの祝いごとを記念して植樹するものであり、すくすくと

表6 — 都市緑北特別対策事業実績<43年度>

工事別	金額	植栽本数及工事内容
市街地緑化 <市庁舎駐車場緑化他25件>	53,000 千円	上木 1,260本 中木 2,950〃 下木 27,273〃 芝生 4,600M ²
学園緑化 <神奈川小学校他15校>	33,000	上木 2,000本 中木 4,090〃 下木 8,600〃 芝生 4,500M ²
遊歩道整備	9,000	野毛山公園内遊歩道 屏風ヶ浦 〃 〃 汐入 〃 〃 元町 〃 〃
休憩広場整備	5,000	神奈川通南休憩広場 天王町, 反町 〃
	100,000	

樹の生長するように、また郷土愛もはぐくんでもらいたいと願ったもので、41年度より始め、現在は1,657本に達しているが、目標達成のために今後おおいにその趣旨を、周知するよう努力したい。

43年度より行なった特別都市緑化事業のうち、市街地緑化は主として港湾病院、市庁舎周辺等公共施設敷地や、関内を中心とする都心の幹線街路に面した遊休地や、駐車場のまわり等に植樹を行ない、表6のごとき成果をおさめ、関内周辺の空地は地主あるいは貸り受けの方々の絶大な協力を得てほとんど緑化することができた。今年度は、範囲を広げ可能な限りの植栽を進めつつあるが、第2年目としてその候補地探しに若干の困難がでている。学園緑化は、前年度小中学校合せ16校の植樹が終り、多くの効果と感謝を受けたが、これは、

学園の緑化というばかりでなく、生徒の情操教育に、また騒音防止等にもおおいに成果があったと思われる。本年も教育委員会の協力を得て、おおいに効果ある事業としていきたい。

遊歩道路整備は昨年度、野毛山、屏風ヶ浦、汐入等の公園内園路を舗装し、照明、植栽、ベンチ等をもうけ整備した。本年は平潟湾沿いの緑地等を整備する計画になっている。

(4) 野毛山遊園地費 114,098千円 <前年度当初60,889千円>

横浜市唯一の動物園があり、象、キリン、各種猛獣等185種、716点を飼育し、また遊園地地区には、小動物放飼場、沈床園等があつて、年間約120万人の入園者を数えているが、本年度は、ヒョウ、ラマ等を加え、猛獣舎を改築するなど近代化を計り、ますます魅力あるものとしたい。

(5) 公園管理費 320,164千円<前年度当初247,245千円>

一般公園32カ所、児童公園245カ所、野球場11カ所、水泳場16カ所等の有料施設および公園台帳、苗ほ、慰霊塔の維持管理運営等を行なっている。

(6) 近郊緑地保全区域について

首都圏近郊緑地保全法にもとづき、44年3月、「円海山、北鎌倉近郊緑地保全区域<面積962ha中本市分719ha>」が指定され、44年5月同区域内に、「円海山近郊緑地特別保全地区<面積100ha>」が指定された。

これは首都圏の近郊整備地帯において良好な自然環境を有する緑地を保全することによって、現在および将来の住民の健全な生活環境の確保と、近郊整備地帯のスプロール化を防止し、秩序ある発展を計ることを目的としたもので、本市においても3カ所の指定準備をしたが、今年前記保全区域、特別保全地区が指定されたのである。これは失われていく緑の確保に、積極的な前進といえるもので今後も残る2カ所の指定に努力しなければなら

ない。

4. 公園および都市緑化の問題点

太平洋ベルト地域の「メガロポリス」化という言葉も、もうさして耳新しくなくなったが、それにしても、横浜市への人口流入は、まったくすさまじいものがあり、昨年4月200万人目の記念植樹をしたのに、44年4月現在では208万人を突破したという。これを裏付けるかのように月2回ずつ行なわれている宅地開発事前審査部会での審査は全くあとをたたず、都市化の大波と、郊外地の緑が音をたてて失なわれていくさまをひしひしと感ずる。

この強大な人口圧力のもとに、あらゆる都市的機能はいちじるしく低下し、生活環境もますます悪化の一途をたどりつつあるが、公園行政もまたごたぶんにもれず、危機に直面しているといって過言でない。すなわち公園の相対的な減少、緑の不

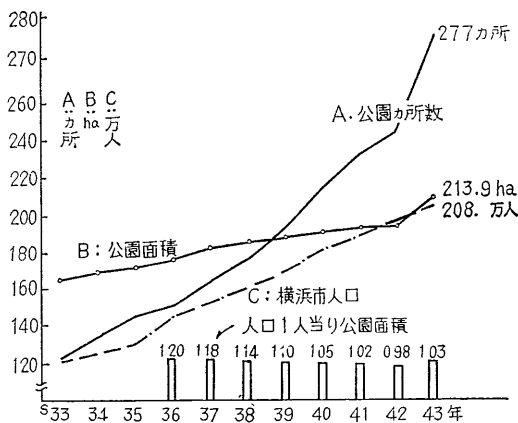
らず、1人当たり1.0平方メートルを割ってしまうおそれがある。ご承知のように都市公園法によると市民1人あたりの都市公園の敷地面積の基準を6平方メートルとしている。

この目標基準には、いろいろと論議はあるにしても、外国主要都市においての実態とは、かなり下廻るものがあり、横浜市においても市民の生活環

表7—各都市の公園面積比較

都市名	人口 <万人>	公園面積 <ha>	人口1人 当り公園面積 <m ² >	公園面積 対市域面積 <%>	備考
東京	889	791	0.89	1.4	県緑地含む
横浜	194	253	1.31	0.6	
名古屋	198	518	2.61	1.2	
京都	137	152	1.11	0.2	
大阪	313	416	1.33	2.0	
神戸	122	315	2.58	0.6	
北九州	105	308	2.95	0.7	
札幌	82	218	2.66	0.2	
ニューヨーク	771	14,700	19.0	17.7	市部のみ セーヌ県全 域
ロンドン	321	3,395	10.0	41.7	
パリ	285	432	1.5	4.15	
//	515	2,965	5.8	6.2	
モスクワ	490	4,728	9.7	14.1	
ベルリン	222	3,200	14.4	6.7	
ハンブルグ	113	620	5.5	4.6	
ウィーン	174	1,763	10.1	1.45	ウィーンの 森除く
//	187	2,902	15.5	2.40	

図2 人口と公園面積との変遷



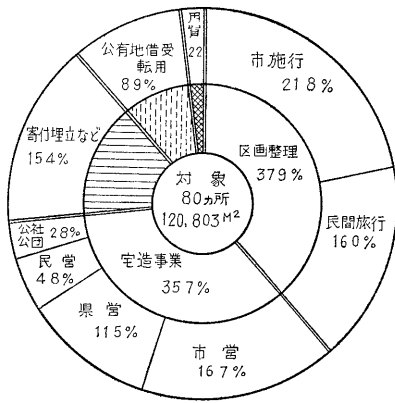
足、子供の遊び場不足につながってきている。昭和20年には1人当たり2.0平方メートル、30年に1.2平方メートルあったものが、本年4月には1.03平方メートルと減少し、このまま進めば遠か

<注> 建設省公園緑地課調

境向上を目指す上からには、せめて都市公園の半分、1人当たり3.0平方メートルを目標とする必要があろう。またもう一つ見逃すことのできぬ問題は、急激に市民の公園にたいする欲求が高まっている点である。つい10年位前までは、三溪園前、杉田等の海岸でも手軽に海水浴ができ、郊外には緑の山野があったし、道路上でもそう自動車の心配なしに遊ぶことができ、また手近かなところにも空地があった。しかしこれは埋立や開発によって失われ、また市街地内では自動車の氾濫によって道路上の遊びは禁止され、手ごろな空地は駐車場に変わりつつある。

それに加えて、大気汚染、騒音等による生活環境の悪化は、いよいよ人々に子供の遊び場を、緑の

図3 新設公開公園用地取得別内訳



公園をと要求させるようになったのである。このことは、各種の陳情や市長への手紙の中で証明される。

といっても、これらの要求はすぐ用地の取得に結び付いてくるが、いまやいずれの事業にせよ、この用地取得が最大のガンであり、また用地さえ確保できれば、事業の80%が達成されたといってもよく、公園の場合もこの用地取得が一番の問題点なのである。

そこで最近5年間の新設公開公園用地取得の実績をみると図3のごとく、その大半を区画整理と宅造事業がしめており、次いで埋立、公有地借受、転用であり、公園自からの用地買収によるものはわずかに2.2%にすぎない。またこの用地取得の大半は、郊外地の開発によるものであり、市街地の中での取得はきわめて少ない現状である。区画整理、宅造事業での用地取得の基準は、前者では施行地区内想定人口1人当り3平方メートル以上、かつ施行区域の3%以上とし、後者でも横

浜市では施行区域の3%以上の公園用地の確保を定めている。さらに43年9月1日から実施された「横浜市宅地開発要綱」によれば、一般の住宅地のみならず、工業用地についても、公共の事業者4%以上、民間事業者3%以上の公園用地を無償で提供することに決まった。しかしながら、これらの各種開発の施行規模は表8の例のごとく、小規模開発が圧倒的に多く、したがって児童公園は多数誕生するが、近隣公園は50~100ha規模とならなければ生みだせないで、地区の人々に日常必要である近隣公園はきわめて少なく、まして大公園などは、とてもとりうべくもない。<そこで今度、宅造事業では合併施行による大規模開発の指導が、あらゆる面で必要と考えられる。>

このことは、さきにのべた、現況公園配置に関係し、既成市街地の中には少ないといえ、現況公開28カ所の一般公園があるが、現在進行中の郊外開発地区では、小規模宅造地の連坦による児童公園の散在という現象になりかねない。その地区が、やがて連坦による大規模宅地化は予測されても、一つ一つの小規模宅造審査では、いかんともしがたく、やはり公園系統上から都市計画をかぶせた近隣公園、そして地区の中心となる公園をあらかじめ設定しておくことは、きわめて必要と考えられる。この設定の意味あるものは、都市計画決定による強力な意志表示であり、また先行用地買収による用地確保である。しかしこの先行用地取得は、さきの実績からみても、また市財政事情からしても容易なことではないので、たとえ用地確保

表8 宅地造成事業認可件数、面積一覧

年度	面積		1ha未満		1~3ha		3~5ha		5~10ha		10~30ha		30ha以上		計	
	件数	施行面積	件数	施行面積	件数	施行面積	件数	施行面積	件数	施行面積	件数	施行面積	件数	施行面積	件数	施行面積
		m ²		m ²		m ²		m ²		m ²		m ²		m ²		m ²
42	74	297,245	22	356,541	7	262,278	8	572,592	3	337,149	1	411,000	115	2,436,805		
43	98	353,928	21	426,083	8	287,444	7	568,524	10	1,486,722	2	809,192	146	3,931,893		

ができなくとも、都市計画決定という措置がとられていれば、開発地域内での公園系統による計画性が高まってくるであろう。

用地取得にたいする手法として、国有地、公有地の借受、転用、また国有農地の活用、河川敷の利用等、または寄附というような用地買収によらない用地確保があるが、このためには今後あらゆる機会をとらえて努力したい。また用地買収にたいしても、補助金の高率適用、大幅増額、土地基金の利用など、積極的に取り組む必要がある。

現在の公園配置および整備状況はさきののべた通りであるが、さらに将来計画については、別項「横浜市における公園・緑地と今後の課題」のなかで詳細な説明がされているので、ここではふれない。

ともあれ今後の公園、緑地は、既成市街地のなかにあっては、金沢地先埋立地へ転出する工場跡地の確保、また派大岡川埋立による大通り公園の完工、それに関連整備される山下公園、横浜公園、大通り公園、蒔田公園を結ぶ緑の軸線の完成、根岸競馬場跡地、本牧、根岸接収解除跡地の利用、それに今後おおいに起りうる市街地再開発事業等のなかから、郊外地にあっては、近く施行される市街化区域、市街化調整区域との関連において、各種住宅造成事業、区画整理事業のなかから、また、それらをにらみあわせた都市計画公園の設定、さらに近郊緑地保全法による保全区域、特別保全地区の拡大等によりおおいに努力して、将来の市民のために確保し、保全しなければならない。またこれらの維持管理も、今後検討を加え、一方地域市民の協力をえて、近代的管理運営が必要と考えられる。

<計画局公園部公園施設課長>